

令和3年度 横瀬町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概要

どんな世帯が対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に入籍した世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて400万円未満 ^(注) の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 (注)「ご夫婦の所得400万円」を年収に換算すると、約540万円 ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯				
どんな費用が対象なの？	・新居の住居費	⑦新居の購入費	⑧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料		
	・新居への引越費用	⑨引越業者や運送業者に支払った引越費用			
いくら補助を受けられるの？	⑩～⑫を合わせて1世帯あたり上限30万円です。				
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、直接申請してください。				

